

真室川町男女共同参画計画

令和2年3月
真室川町

目 次

第1章 計画の策定について	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画期間	1
第3節 計画の位置づけ	1
第4節 男女共同参画をめぐる国及び県の動向	1
第5節 真室川町の現状と課題	5
第2章 計画の内容	7
第1節 基本理念	7
第2節 基本目標	7
第3節 施策体系	8
第3章 具体的な取り組み	9
第1節 基本目標Ⅰ	9
第2節 基本目標Ⅱ	13
第3節 基本目標Ⅲ	17
第4章 計画の推進について	22
第1節 推進体制	22
第2節 進行管理	22
資料編	23
◆「真室川町男女共同参画計画」策定に関わるアンケート結果について	
◆「真室川町男女共同参画計画」策定にご協力いただいた方々	

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。（男女共同参画社会基本法第2条）

平成11年に公布・施行された男女共同参画社会基本法は、男女共同参画社会を実現するための基本理念を掲げ、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取り組みが総合的に推進されることを目的としています。また、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性も自らの個性を發揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができることを目指すものであります。

このような男女共同参画社会基本法の理念を受け、

- ①男女が社会の対等なパートナーとしてそれぞれの個性を發揮し、主体的に生き、共に認め合い、支えあえるまちづくりを目指して
- ②性別にとらわれることなく自分の意思で社会に参画し、ともに支え合い、ともに責任を担い、ともに輝くまちづくりを目指して「真室川町男女共同参画計画」を策定します。

第2節 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第3節 計画の位置づけ

- 1 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき、国の男女共同参画基本計画及び山形県男女共同参画推進計画を参考とし、本町における男女共同参画社会の形成を推進する施策についての基本的な計画です。
- 2 本計画は、第5次真室川町総合計画及びその他関連計画との整合性を図りながら、男女共同参画分野を補完する個別計画です。
- 3 本計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- 4 本計画の一部は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

第4節 男女共同参画をめぐる国及び県の動向

男女共同参画に関して、国では、第3次男女共同参画基本計画の策定以降（平成22年12月以降）の、男女共同参画の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を踏まえ、平成27年10月に「男女共同参画基本計画（第4次）」が策定されました。

県では、平成14年に「山形県男女共同参画条例」を制定するとともに「山形県男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画社会の実現をめざしてこれまで取組みを推進してきて

おり、平成28年3月に男女共同参画と女性の職業生活における活躍を推進する指針として、新たに「山形県男女共同参画計画」を策定したところです。

国や県の男女共同参画をめぐる動向としては以下のようなものがあります。

1 女性の活躍推進

国では、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるように期待する」という目標（平成15年6月20日 男女共同参画推進本部決定）を掲げ、その実現に向けて取り組んできました。しかしながら、政治、行政、経済、地域などあらゆる分野において政策・方針決定過程への女性の参画は十分ではなく、まだまだ大きな課題となっていることから、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含めた、実施可能な施策を多面的に進めていく必要があります。

このような中、アベノミクスの成長戦略「日本再興戦略改訂2014」に、これまで活かしきれてこなかった「女性の力」を最大限に発揮できるよう、「待機児童の解消を通じた女性の仕事と子育ての両立支援」や「指導的地位に占める女性の割合の増加」に向けた具体的な施策を盛り込みました。

平成26年8月25日には、公共調達及び補助金の分野において、企業のポジティブ・アクション等を推進するための「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針について」が示されるとともに、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体や企業（従業員が300人以上）に対して、「自社の女性の活躍状況の把握・課題分析」「行動計画の策定・届出」「情報公表」の三つが義務付けられました。

県では、平成27年10月に、将来にわたって持続可能である地域社会を維持していくため、自然と文明が調和した理想郷山形をめざして「やまがた創生総合戦略」を策定し、「やまがたウーマノミクス」の推進とやまがた創生をけん引する「挑みの八策」を掲げ、あらゆる分野における女性の活躍を推進していくこととしております。また、平成28年6月に、女性の力が最大限発揮できる山形県の実現をめざして、県内の経済・農業・行政分野などの産官学が一体となって「やまがた女性活躍応援連携協議会」を発足しました。この協議会では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第23条に基づく協議会として、参加機関が情報共有、緊密な連携を図りながら、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みの効果的かつ円滑な実施とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の整備を進めています。

2 男女雇用機会均等などの推進

昭和60年に成立した「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下、男女雇用機会均等法という。）は、改正を重ね、平成26年7月の施行規則改正では、間接差別となり得る措置の範囲の見直しや、セクシャル・ハラスメントの予防・事故対応の徹底などが盛り込まれました。また、平成28年3月の改正では、妊娠・出産等

に関するハラスメント防止措置義務が新設され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されたところです。

3 少子化対策の推進

国では、平成 24 年 7 月に「育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律」を改正し、事業者に対して、3 歳未満の子どもを持つ雇用者に対する短時間勤務後の措置及び所定労働の免除が義務付けられるとともに、介護休業に加えて介護休暇制度の導入が事業主に義務付けられました。また、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質を高めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートするなど、子育てや介護をしながら働く方の環境整備を進めています。

県においては、「将来の山形県」を担う子どもたちが、健やかに心豊かに成長するとともに、県民の誰もが安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて“県民総ぐるみ”で取り組んでいく新たな指針として「やまがた子育て応援プラン」を策定し、①結婚や子育てへの一人ひとりの希望がかない、安心して子どもを産み育てることができる社会、②県民や地域、企業等の参加により世代を超えてみんなで子育てを支え合う社会③子供が郷土に愛着や誇りを持ち、自然や文化と関わりながら、将来の夢を描いて生き生きと暮らすことができる社会をめざして取り組んでいます。

4 働き方改革、男性の家事・育児参加

国の第 4 次男女共同参画基本計画では、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を新たに 1 つの分野として設定し、長時間労働の削減と多様で柔軟な働き方が選択できる働き方改革の推進を掲げています。また、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現のための、長時間労働の削減等のための法改正等に向けた取組み、多様で柔軟な働き方の実現のための、育児休業・介護休業等の取得促進に向けた法的措置を含めた取組み等を挙げています。さらには、男性の育児休業の取得を促進するために平成 22 年から「イクメンプロジェクト」を実施するなど、男性の育児参加にも取り組んでいます。

県では、これまで表彰制度や取組み紹介、仕事と生活の調和についてのセミナーの開催などのワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んできました。また、男性が積極的に子育てに参加できる環境づくりを推進するため、「やまがたイクメン応援サイト」を開設し、男性の育児参加に役立つ情報を提供し、取組みを推進しています。

5 DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する取組

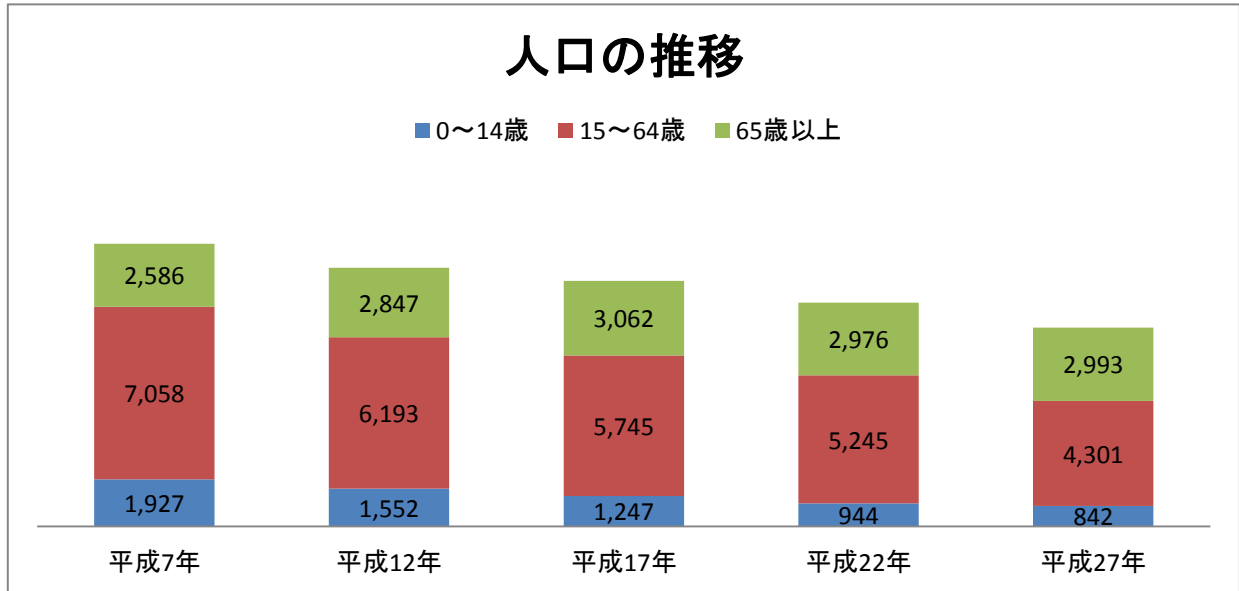
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、DV防止法という。）については、平成25年7月に3回目の改正が行われ、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及び被害者についても法適用対象となりました。この法改正とDV被害の現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえて、山形県でも平成28年3月に「山形県DV被害者支援基本計画」として公表されています。

第5節 真室川町の現状と課題

1 統計からみる現状（H27 国勢調査より）

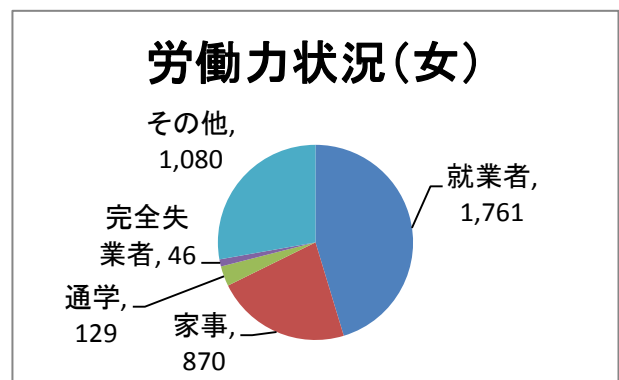
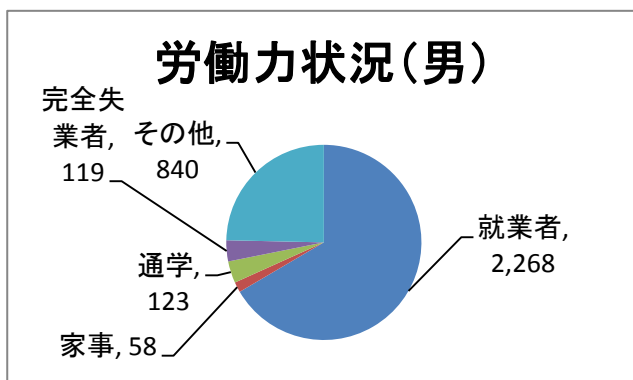
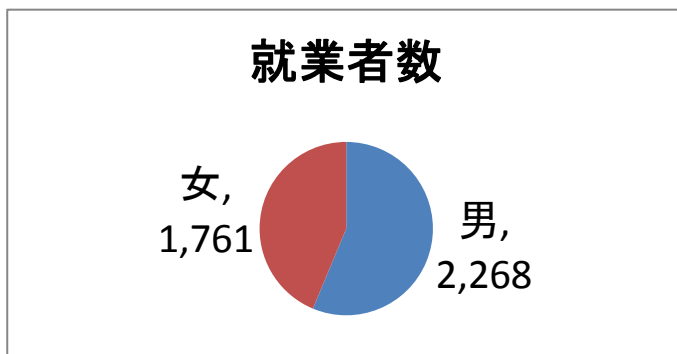
（1）人口の推移

本町の年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）について経年の推移をみると、生産年齢人口が減少し、老年人口が増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。



（2）真室川町の男女別労働力状態

本町の就業者数は4,029人で、過半数以上が男性で占めています。労働力状況の就業者数を見ると、男性が6割、女性が4割程度となっています。



2 現状からみえる課題

(1) 男女共同参画を推進する社会づくり

「男は仕事、女は家庭」という考え方についての町民アンケートでは、賛成が3割、反対が6割程度となっており、若い世代を中心として性別による固定的な役割分担意識は薄れつつあるものの、家事などの分担については依然として、女性が7割以上負担している状況です。賛成意見が多かった祖父母世代（60～69歳）は、3世代同居率の高い当町の特色から、家庭にあたる影響が高く、祖父母世代の意識変化は意識啓発を進めていくうえで、とても重要と言えます。

男女共同参画を進めていくうえで、基本となるのが人権の尊重です。一人ひとりが性による差別を受けることなく、人間として尊重されるという理念のもとに、あらゆる人権問題の解決に向けた理解を深めることが重要です。

審議会など委員の登用については、積極的に女性登用を推進していますが、男女共同参画社会の実現に向けて、さらに進めていく必要があります。

(2) 男女がともに活躍できる環境づくり

女性の職業への関わり方について、出産に伴って仕事をやめたほうが良いと考える人は減少傾向にあり、出産後も仕事を続けたほうが良いと考える人が多くなっています。また、高齢化の進展に伴い、介護する人が増加し、その中で離職または休職を経験したことのあつた方の9割以上が女性となっている状況です。女性の活躍を推進するためにも、行政のみならず地域の住民と協働しながら、子育て支援や介護支援の一層の充実を図っていく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスについて、仕事と家庭生活を両立したいと考える方が半数程度いる中、現実には仕事が優先的になり、理想と現実のギャップがあることから、家庭生活を大切にしながら、働き続けられる社会の実現に向けて、職場環境・雇用環境の整備や、男性の家事・育児参加などが求められています。

(3) いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場です。高齢化の進展や災害が増加する中で地域の支え合いの重要性はさらに高まっており、様々な地域活動において、身体的性差を踏まえた対応や性別にとらわれない多様な考えがいかされた地域づくりができるよう、地域における男女共同参画が求められています。

直面する心身の健康上の問題は、身体的性差やライフステージに応じて異なることから、男女ともに、自らの、そして互いの心身の健康への関心を高めることが必要です。

暴力や各種ハラスメントは、人権侵害であり、安心した暮らしの阻害要因でしかありません。暴力やハラスメントの撲滅に向けた取組を進めていく必要があります。

第2章 計画の内容

第1節 基本理念

一人ひとりの人権を尊重し、互いに認め合いながら、共に協力し活躍する地域づくりを推進し、住民一人ひとりが、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる地域社会の実現をめざします。

第2節 基本目標

1 男女共同参画を推進する社会づくり

性別による固定的な役割分担意識は薄れつつあるものの、実態はまだ固定的な役割分担が根強く残っており、男女の多様な生き方の選択や能力の発揮を阻害する大きな要因となっています。男女共同参画社会を実現するためには、実態の変化につながるような意識を促すことが重要となります。

そのために、男女共同参画に関する多様な学習や交流機会の充実、学校教育における男女共同参画について理解し実践できる教育や、家庭学習の推進など、様々な情報・知識や学習機会を提供し、男女共同参画社会を築くための意識づくりをめざします。

2 男女がともに活躍できる環境づくり

家庭を大切にしながら、個人の能力を活かす、生活と仕事の調和がとれた豊かな生活が送れる社会の実現をめざします。

そのために、子どもを安心して産み育てることができる子育て支援を充実し、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。また、性別にかかわらず個性と能力を生かすことができる就労を支援するとともに、男女共に働きやすい雇用環境の整備を進め、男女がともに活躍できる環境づくりを進めます。

3 いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送ることが、男女共同参画社会の実現に向けて基本的な条件となります。

そのために、生涯にわたって健康で生き生きと生活できるように健康づくりを支援するとともに、高齢者や障がい者も安心して暮らせるための支援サービスの充実を図ります。また、男女がともに地域活動に参画し、相互に助け合うことができる地域社会の形成をめざします。

また、立場の弱い子どもや女性、高齢者などに対する暴力を未然に防ぐために、暴力を許さないという意識の浸透を図るとともに、被害者支援と問題の早期発見、早期対応ができる体制づくりなど、あらゆる暴力を根絶する仕組みづくりをめざします。

第3節 施策体系

基本目標	基本課題	施策
基本目標Ⅰ 男女共同参画を推進する社会づくり	基本課題1 人権・男女共同参画の意識啓発	(1)男女共同参画に関する意識の普及 (2)人権と性の尊重意識の醸成
	基本課題2 男女共同参画に関する学習の推進	(1)教育・学習の機会の充実 (2)学校教育などにおける男女共同参画の推進 (3)家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動
	基本課題3 政策、方針決定過程の場への女性の参画推進	(1)審議会などの委員への女性の参画推進 (2)行政職員への男女共同参画意識の浸透
基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり	基本課題1 仕事と子育てが両立できる環境整備	(1)保育サービスなどによる子育て支援の充実 (2)介護を担う人々への支援の充実
	基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(1)男女の雇用機会均等と待遇の確保 (2)就労・能力開発の支援 (3)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備
基本目標Ⅲ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり	基本課題1 地域活動への男女共同参画の推進	(1)地域づくりにおける男女共同参画の推進 (2)防災・災害復興における男女共同参画の推進
	基本課題2 生涯を通じた健康と生活の支援	(1)ライフステージに応じた健康づくり支援 (2)高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる基盤づくり
	基本課題3 あらゆる暴力を根絶する仕組みづくり	(1)暴力を許さない社会づくり (2)相談支援体制の充実

第3章 具体的な取り組み

第1節 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を推進する社会づくり

1 基本課題1 人権・男女共同参画の意識啓発

(1) 男女共同参画に関する意識の普及

男女共同参画を阻害する役割分担意識や慣行が見直されるように、様々な方法で男女共同参画の重要性について啓発を進めます。

また、効果的な啓発を進めるために、男女共同参画の進捗状況の把握や関係資料・情報の収集・提供に努めます。

No	具体的施策	内容	主な担当課など
1	性別による固定的な役割分担意識の見直しのための啓発	○固定的な役割分担意識や男女共同参画を阻害する制度、慣習等が解消されるように、国・県・町の情報媒体を活用して広報・啓発に努めます。	企画課
2	男女共同参画に関する調査・研究、情報の収集・提供	○意識調査を定期的に行い、住民の意識・実態の変化を経年的に把握し、その結果に基づいた施策の展開を図ります。 ○男女共同参画に関する資料、情報を収集し、広報誌等で住民への情報提供に努めます。	企画課

(2) 人権と性の尊重意識の醸成

性に関する正しい知識の教育や普及を行うとともに、性的マイノリティや文化的背景が異なる人々への理解を深め、多様性を尊重するまちづくりに向けた取組みを進めます。

No	具体的施策	内容	主な担当課など
3	人権意識の向上	○学習会や講演会、人権フォーラムの開催などを通じた啓発活動を実施し、人権問題に対する住民一人ひとりの理解を深め、人権意識の向上に努めます。	企画課 町民課 教育委員会
4	性的マイノリティへの理解の促進	○性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々に対する理解を深めるために、学習機会や情報の提供を図ります。	福祉課 教育課
5	性と生殖に関する互いの意思の尊重	○避妊や性感染症に関する知識、性に関する正しい情報や医学的知識が習得できるように、学校教育の中で学習機会を設けます。	福祉課 教育課

2 基本課題2 男女共同参画に関する学習の推進

(1) 教育・学習の機会の充実

男女共同参画に関する講座の開催をはじめ、多様な学習や住民の交流の機会充実に努めます。

No	具体的施策	内容	主な担当課など
6	男女共同参画に関する講演会・講座等の学習機会の充実	○男女共同参画に関する講演会や講座を開催するにあたって、幅広い人が参加できるように、テーマ設定や対象者の設定に配慮します。 ○県や各種団体が主催する男女共同参画に関する事業・セミナーなどに参加を呼び掛けます。	企画課 教育委員会 福祉課
7	学習グループの育成・活動支援	○男女共同参画の取り組みが進むよう、学習の機会や情報の提供を通じて各種団体・グループの活動を支援します。 ○自主的な活動を通じて、地域で男女共同参画を推進する人材を育成します。	企画課

(2) 学校教育などにおける男女共同参画の推進

学校などにおける教育活動を通して、児童生徒が男女共同参画について理解し実践できるように、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない教育を推進します。

N o	具体的施策	内 容	主な担当課など
8	男女共同参画の視点に立った保育・教育の推進	○子どもの成長段階に応じ、男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。 ○自己の在り方、生き方、働き方、家庭生活や社会参画について、子どもたちが自ら考える機会を提供します。	教育委員会
9	教育関係者、保護者への研修の推進	○教育や保育に携わる教職員をはじめとする関係者が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう、体系的な研修を開催します。 ○学校行事やP T A活動を通じ、保護者や地域の人に対する男女共同参画の理念の普及に努めます。	教育委員会

(3) 家庭教育における男女共同参画を進める啓発活動

家庭教育の在り方は、子どもの成長に大きな影響を与えることから、さまざまな機会をとらえて家庭における男女平等教育の推進に努めます。

N o	具体的施策	内 容	主な担当課など
10	家庭教育のための学習機会の提供	○家庭における男女共同参画や家庭教育を推進するための学習機会を充実させます。	教育委員会

3 基本課題3 政策、方針決定過程の場への女性の参画推進

(1) 審議会などの委員への女性の参画推進

政策・方針決定過程への男女共同参画を進めるために、審議会等委員への女性の参画を進めます。

N o	具体的施策	内 容	主な担当課など
11	審議会などの委員への女性の参画推進	○女性委員の登用をさらに進めるために、審議会委員などの選出方法の見直しを行い、女性委員比率の向上をめざします。	総務課

(2) 行政職員への男女共同参画意識の浸透

各施策の男女共同参画の視点が反映されるように、女性の採用、管理職等への登用を進めるとともに、男女がともに働きやすい職場づくりを進めます。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
12	行政の管理職への女性の登用	○女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を踏まえ、女性の昇任、管理職への登用や職域の拡大を図ります。 ○人材育成基本方針に男女共同参画の視点を取り入れ、庁内における男女共同参画の推進を図ります。	総務課

目標指標

<基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を推進する社会づくり>

指 標	現 状 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
法律や制度上で男女が平等であると答える人の割合（住民意識調査）	30%	35%	企画課
審議会などにおける女性委員の割合	20%	25%	総務課
女性を含む審議会などの割合	85%	90%	総務課

第2節 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり

1 基本課題1 仕事と子育てが両立できる環境整備

(1) 保育サービスなどによる子育て支援の充実

子育てしながら安心して働くことができるように、多様な保育サービスの充実、子育て支援拠点の充実など、多様な子育てニーズに対応できる支援体制の充実を図ります。

No	具体的施策	内容	主な担当課など
13	多様な保育サービスの充実	○保育所での入所待機児童ゼロを今後も維持していくために、乳児保育、一時保育、延長保育、病児保育など、保護者の就労形態や地域の子育てニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図ります。	教育委員会
14	学童保育の充実	○親の就労形態の変化などにより、増加傾向にある学童の利用者に対応するために、学童運営体制の拡充を図ります。	教育委員会
15	ひとり親家庭への支援	○社会的、経済的、精神的に不安定な状態になりがちなひとり親家庭の増加に対応するために、地域の民生委員や子育て支援センター等、関係機関と連携しながら、生活や就労に関する相談や支援の充実を図ります。 ○国、県のひとり親家庭に対する支援制度に関する情報提供に努め、制度の効果的活用を図ります。	教育委員会 福祉課
16	子育て支援活動の充実	○地域住民の協力を得ながら育児や子どもの遊び・体験のサポートの充実、相談・学習機会の充実など子育て支援の拠点施設である「子育て支援センター」事業を拡充します。 ○子育て支援センターを利用する親による自主的な活動を支援して、親同士で相談し合う関係づくりを進めます。 ○乳幼児を対象とした健康相談を実施するとともに、赤ちゃん訪問時において支援が必要と思われる家庭への相談、指導、助言などを積極的に行います。	教育委員会 福祉課

(2) 介護を担う人々への支援

介護を担う人が安心して働き続けることができるよう、日ごろから介護保険制度などの情報提供を行うとともに、実際に介護が必要になった場合に適切なサービスの利用ができるよう、サービスの質の向上に努めます。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
17	家族の在宅介護の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の自立生活を促進するために、生きがいをづくりや地域で支え合う地域包括システムの構築を進めます。 ○家族介護者の介護の負担軽減を図るため、情報提供や相談事業の充実を図り、各種のサービスを有効に活用できるように支援します。 ○介護教室の開催、介護者の交流の場づくり、男性介護者への支援など、介護者の不安を解消する取組みを進めます。 	福祉課
18	介護保険サービスなどの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の老人クラブやサロンなどの集まりを活用し、介護予防についてのミニ講話を実施し、介護予防の普及啓発を行います。 ○必要な人には介護予防教室への参加を促し、効果的な介護予防事業が実施できるように内容の充実を図ります。 	福祉課
19	高齢者・障がい者を支える介護環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険制度の普及・啓発及び福祉サービスの情報提供を実施します。 	福祉課

1 基本課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 男女の雇用機会均等と待遇の確保

実質的な男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう事業者などに働きかけます。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
20	男女雇用機会均等法などの周知	○「労働基準法」や「男女雇用機会均等法」などについて周知と啓発を図ります。	総務課 企画課
21	労働相談、就労相談など各種相談窓口の情報提供	○労働基準監督署などの関係機関との連携を密にし、労働相談に対し、相談窓口の情報提供に努めます。	企画課

(2) 就労・能力開発の支援

労働意欲のある女性や出産・育児等で離職した女性の就労を支援するために、相談機会や情報提供の充実、キャリアアップにつながる支援の充実等を図ります。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
22	女性の就労や再就職を支援するための情報提供	○県の男女共同参画センターなど関係機関と連携し、女性の就労ニーズに応じた各種セミナーや研修会等を開催します。 ○女性の就労に関する相談・啓発・情報提供を、関係機関と連携して推進します。	総務課 企画課
23	パートタイム労働者などに対する雇用の安定と補償のための情報提供	○パートタイム労働者、契約社員及び派遣労働者などの適切な処遇・労働条件の改善に向けて、商工会等と連携して関連する法制度の情報提供に努めます	企画課
24	経営能力やキャリアアップのための情報や学習機会の提供	○女性の起業やキャリアアップにつながるような研修や職場実習、相談、情報提供などを関係機関と連携して取組み、女性のチャレンジ支援を進めます。	企画課

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた雇用環境の整備

職場において、仕事と生活の調和が重視され、男女ともに仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境づくりが進むよう、企業などに働きかけます。

また、男性の育児休暇制度の利用促進など、男性が子育てに参加しやすくなる環境づくりを働きかけます。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
25	企業などとの協働による啓発活動の推進	○広報誌やパンフレット等を活用して、ワーク・ライフ・バランスについての考え方を周知します。 ○県の男女共同参画センターなど関係機関と連携し、企業向けの各種セミナーや研修会等を開催します。	企画課
26	男性の育児・介護休暇制度の利用促進の啓発	○働く男女が安心して、育児・介護を行うことができるように、関係機関と連携して男性の育児・介護休業制度の普及啓発に努めます。	総務課 企画課
27	子育てに参加する男性の応援	○関係機関と連携して、企業含めて男性の育児参加の機運の醸成を図ります。	総務課 企画課

目標指標

<基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり>

指 標	現 状 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
家庭の中で男女が平等であると答える人の割合（住民意識調査）	23%	28%	企画課
職場の中で男女が平等であると答える人の割合（住民意識調査）	38%	43%	企画課

第3節 基本目標Ⅲ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

1 基本課題1 地域活動への男女共同参画の推進

(1) 地域づくりにおける男女共同参画の推進

男女がともに参画し、相互に助け合うことができる地域社会を形成するために、住民活動の支援や地域組織への女性の参画の働きかけを進めます。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
28	住民活動の支援、住民活動との協働	○自治会等が行う地域をより良くしていかこうとする活動を支援し、地域のつながりを強化するとともに、男女がともに協働できる地域での体制づくりを推進します。	企画課 町民課
29	地域課題への女性の参画	○環境・防犯・防災などの地域課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が活かされるよう、女性役員の就任等を促す仕組みを検討するとともに、女性の人材育成を推進します。	総務課 町民課

(2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

避難所の運営等の地域防災活動において女性の視点が反映されるように取り組むとともに、防災活動への女性の参画を促進し、地域の防災力の向上を図ります。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
30	防災知識の普及	○男女共同参画の視点を入れた地域防災計画に基づき、男女のニーズの違いに配慮した防災知識の普及に努めます。	総務課
31	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	○地域防災の要となる自主防災組織・消防団などにおいて、固定的な性別役割分担意識を見直し、女性リーダーの育成など、積極的に女性の参画を促進し、地域防災力の向上に努めます。	総務課 町民課

2 基本課題2 生涯を通じた健康と生活の支援

(1) ライフステージに応じた健康づくりの支援

男女の生涯にわたって健康でいきいきと生活できるようにするために、ライフステージに応じて心身の健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、性に関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、安心して妊娠・出産できるように支援の充実を図ります。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
3 2	健康な身体づくりの推進と心身の問題に関する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○男女が生涯にわたって心身ともに健康に過ごせるよう、検診の受診を促進するために、対象に応じた啓発と相談、支援に努めます。 ○健康教室・健康相談を通じた指導・助言を行いながら自主的な活動を促す事業を推進します。 	福祉課
3 3	妊娠・出産に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○各種乳幼児健診を活用し、子供の成長や発達、生活、育児状況などを把握するとともに、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の充実を図ります。 ○総合的な母子保健対策を推進するとともに、妊娠期から乳児期までの途切れない支援を実施するために、子育て支援関係機関との連携強化を行います。 ○子育てに関する教室・サロンなどへの父親参加を促進するため、広報・啓発活動の充実を努めます。 	福祉課
3 4	健康をおびやかす問題への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○エイズや性感染症の正しい知識の普及・啓発を推進します。 ○各関係機関との連携のもと、喫煙、過度の飲酒、薬物乱用や薬物依存による身体への影響についての指導や啓発に努めます。 	福祉課 教育課

(2) 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる基盤づくり

高齢者や障がいのある人が、ともに地域で安心して生活が送れるよう、その生活を支援する福祉サービスなどの充実を図ります。

No	具体的施策	内容	主な担当課など
35	自立した生活を維持するための総合相談支援	<p>○住みなれた地域で自立した生活を継続できるよう、医療関連機関や福祉施設、行政機関、民間事業者が連携して、必要なサービスを提供するとともに、地域での支え合い活動を促進し、ボランティアや生活支援サポーターの育成及び活動を支援します。</p> <p>○相談窓口の一本化により、きめ細やかな相談支援を行います。また、専門職を配置して、職員のスキルアップと相談体制の充実を図ります。</p>	福祉課
36	高齢者や障がいのある人の生きがいづくりのための支援	<p>○高齢者や障がいのある人が生きがいをもって生活が送れるよう、学習や体力づくりに取り組める講座・スポーツ・交流の場の充実を図ります。</p> <p>○高齢者の健康の保持・増進を図り、要介護状態にならないようにするために、介護予防サロン等の活動を促進します。</p> <p>○認知症の人、障がいのある人、介護を受けている人やその家族、誰でも自由に集える「居場所」の充実を図ります。</p>	福祉課 教育委員会
37	高齢者や障がいのある人の就労支援	<p>○元気な高齢者が、いきいきと働ける場を提供するために、高齢者と企業向けにシルバー人材センターの広報を実施し、人材や仕事の幅を広げて、活用を促します。</p> <p>○障がいのある人へ就労・雇用の促進を図るために、就労体験や就労の場の提供に関する情報提供など、就労しやすい環境づくりを進めます。</p>	福祉課
38	福祉サービスの情報提供などの充実	<p>○相談窓口や各種広報媒体を活用し、幅広い情報提供を実施します。</p>	福祉課

3 基本課題3 あらゆる暴力を根絶する仕組みづくり

(1) 暴力を許さない社会づくり

さまざまな形態で存在する暴力を許さないという意識の浸透を図るために、啓発や情報提供を図るとともに、関係機関と連携して被害者の支援体制を構築します。また、各種ハラスメントが人権侵害である意識を定着させるために、その防止に向けた啓発を図ります。

No	具体的施策	内容	主な担当課など
39	DV(ドメスティック・バイオレンス)防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○暴力は人権を侵害するものであるとの認識を浸透させるため、あらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)や「ストーカー規制法」などの周知に努めます。 ○配偶者からの暴力の被害者が、相談・支援先の情報を入手できるように周知を図ります。 ○被害者の負担軽減や安全に配慮しながら、必要な手続きを行うように関係各課との連携を強化します。 	企画課 町民課 福祉課
40	各種ハラスメント対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の各種ハラスメントが人権侵害という意識を定着させるために、関係機関と連携して啓発活動を行います。 	企画課 町民課 福祉課

(2) 相談支援体制の充実

関係機関と連携して、被害にあった人が相談しやすい体制を充実するとともに、子どもの虐待の早期発見、早期対応ができる取組みを推進します。

No	具体的施策	内 容	主な担当課など
4 1	相談支援体制の充実	○DV(ドメスティック・バイオレンス)、子どもや高齢者・障がい者の虐待など、権利擁護について人権擁護委員との協力により相談会を開催するとともに、相談内容に応じて適切に関係機関へつなげます。	企画課 町民課 福祉課
4 2	児童虐待防止対策の推進	○家庭や学校、地域社会など社会全般にわたり児童虐待問題に対する関心と理解を高めます。また、要保護児童対策協議会を中心に、学校、保育所などの機関との連携を図り、児童虐待の未然防止と早期発見、早期対応に向けて、児童の保護、保護者への指導・支援などを行います。	福祉課 教育委員会

目標指標

<基本目標Ⅲ いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり>

指 標	現 状 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)	担当課
地域の中で男女が平等であると答える人の割合(住民意識調査)	31%	36%	企画課
区長会における女性の人数	75 地区中 1 人 (1.3%)	75 地区中 5 人 (6.6%)	町民課
DVについて「被害の経験がある」「相談を受けたことがある」と答える人の割合(住民意識調査)	11%	6%	福祉課

第4章 計画の推進について

第1節 推進体制

計画の推進にあたっては、企画課を中心に、庁内関係部局との連携を図るとともに、住民、地域活動団体、企業などと連携・協力し、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

- 1 男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。
- 2 住民参加による男女共同参画推進計画の進捗状況確認と検証などを行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。
- 3 真室川町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。
- 4 男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための体制づくりを推進します。
- 5 国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町村との情報交換などを行い、連携を深めます。

第2節 進行管理

町内の各課が実施する男女共同参画関連事業について、ヒアリングなどにより調査を行い、実施状況を把握し、計画を着実に遂行します。国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

また、施策の評価・検証については、事業として掲げた個々の施策の実施状況を点検・評価し、課題の検討を行い、計画の実現に努めます。

「真室川町男女共同参画計画」策定に関わるアンケート結果について

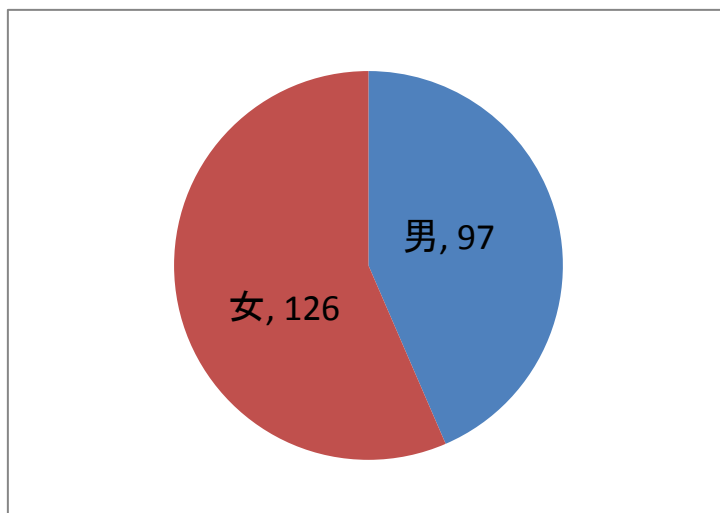
(1) 調査の概要

真室川町男女共同参画基本計画の策定にあたり、町民の「男女共同参画に関する意識や実態」を把握するためにアンケートを実施しました。

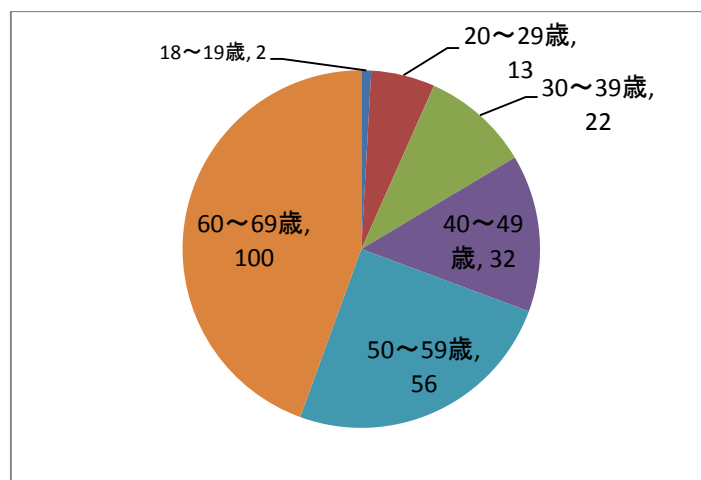
調査対象	真室川町に住民登録している18歳以上70歳未満の男女500人（男女比1：1）
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
配布数	500票
回収数	227票
回収率	45.4%

(2) 回答者プロフィール

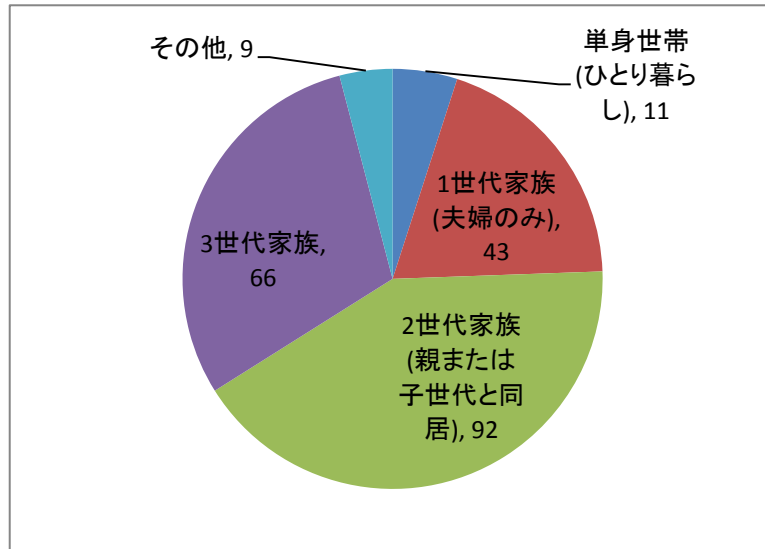
□性別



□年齢



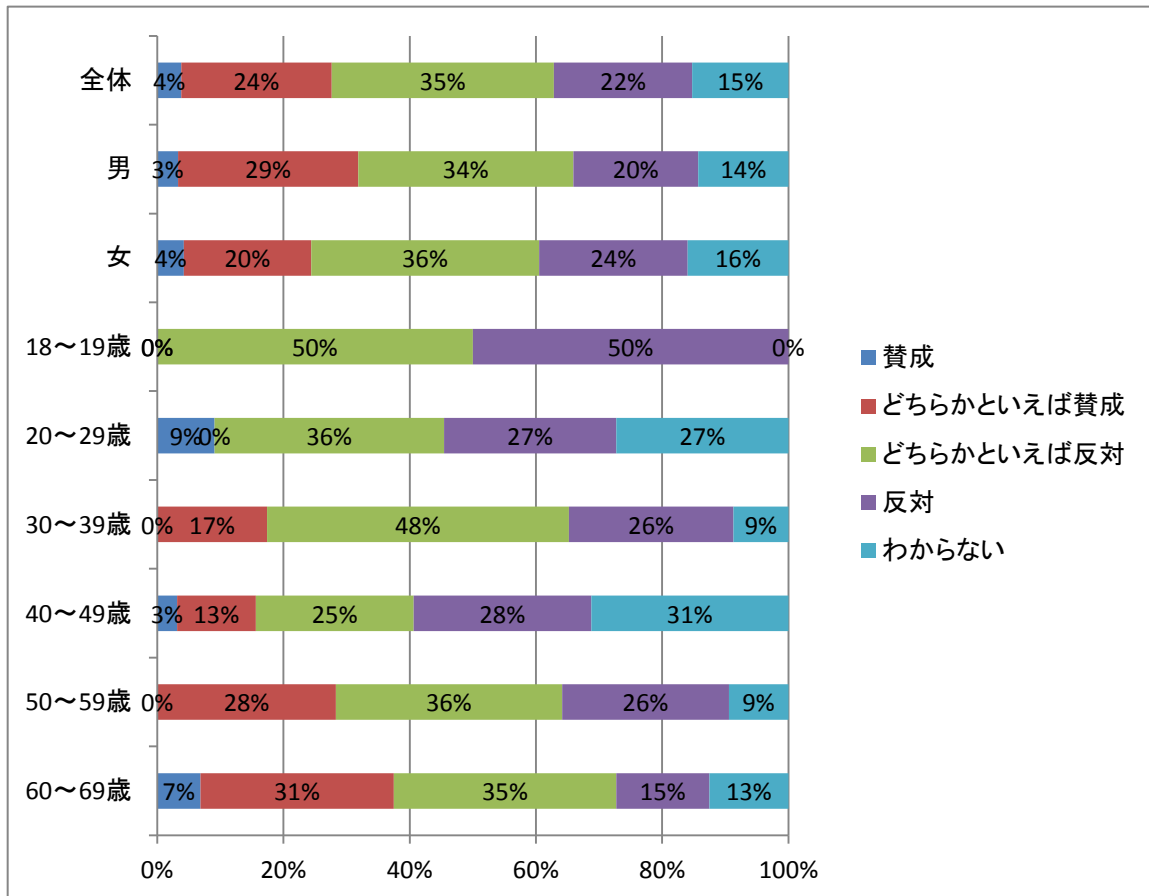
□ 家族構成



(3) 結果概要

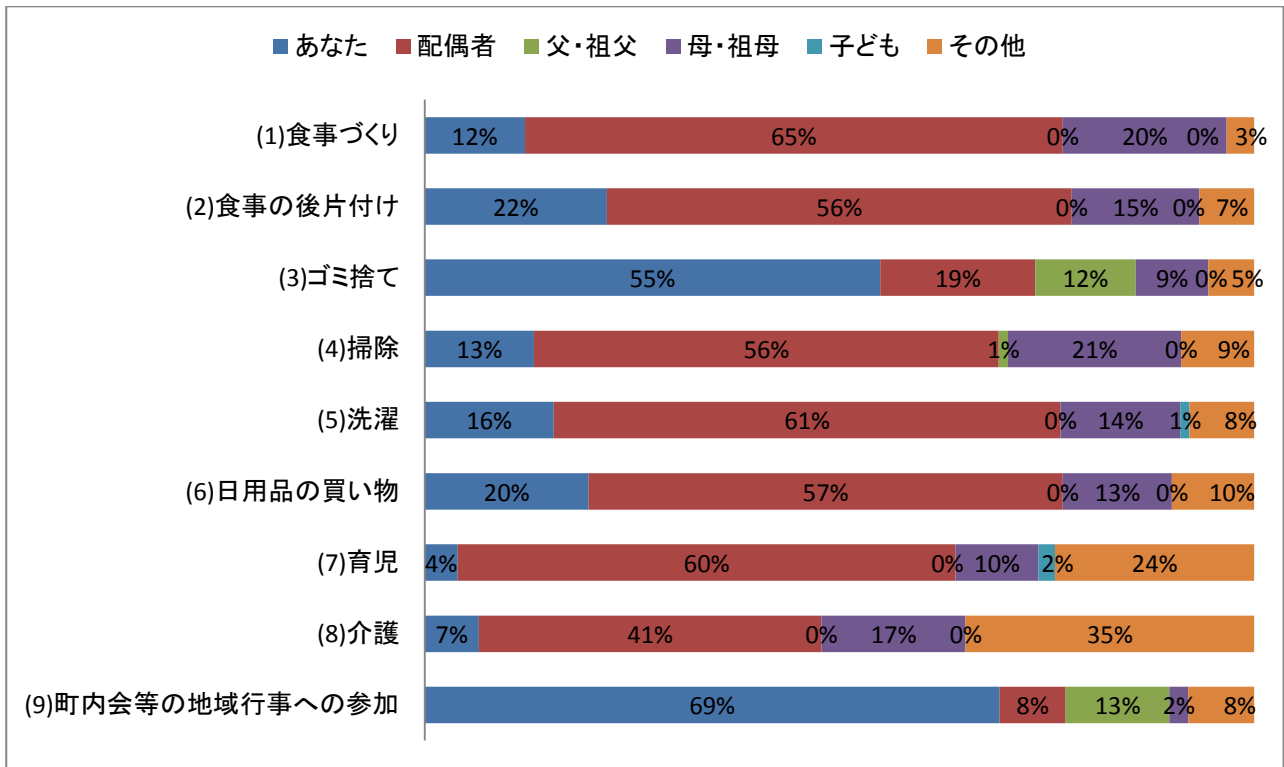
① 男女共同参画を推進する社会づくり

□ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方

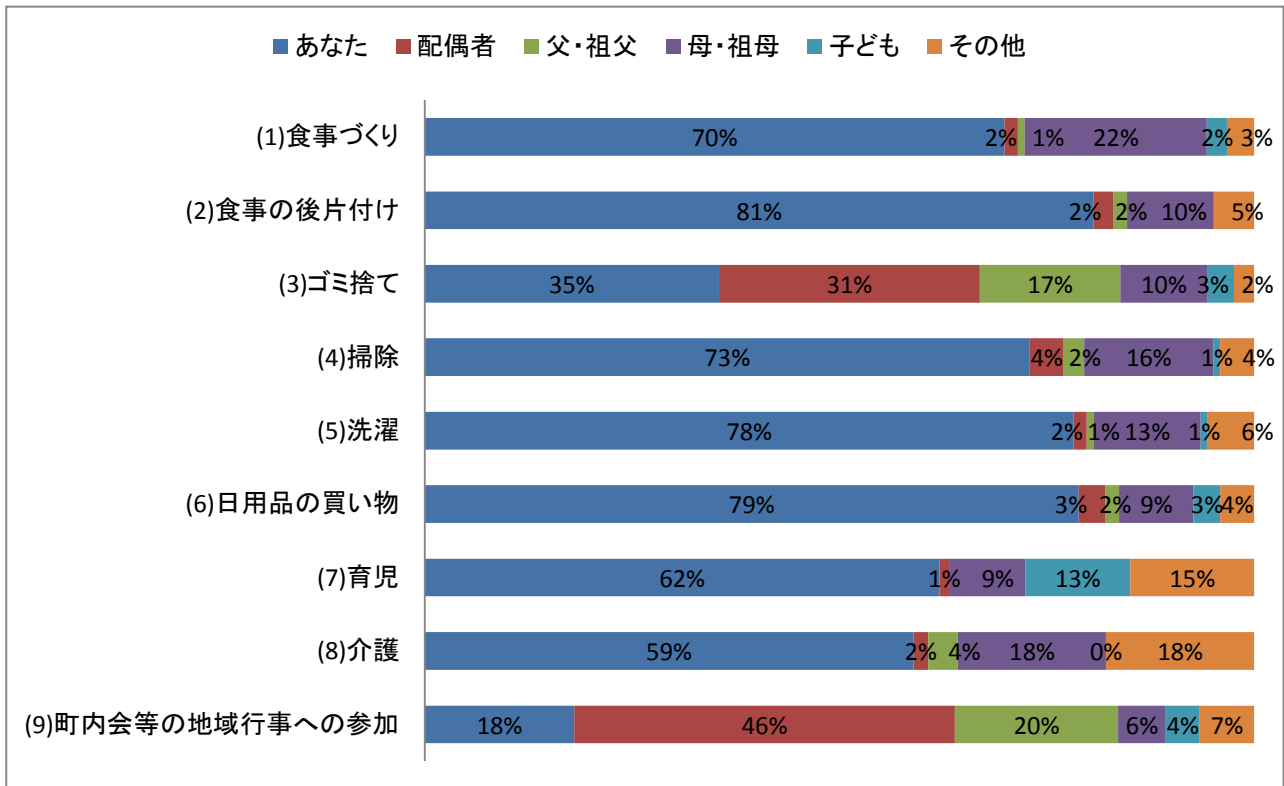


□家事などの役割分担

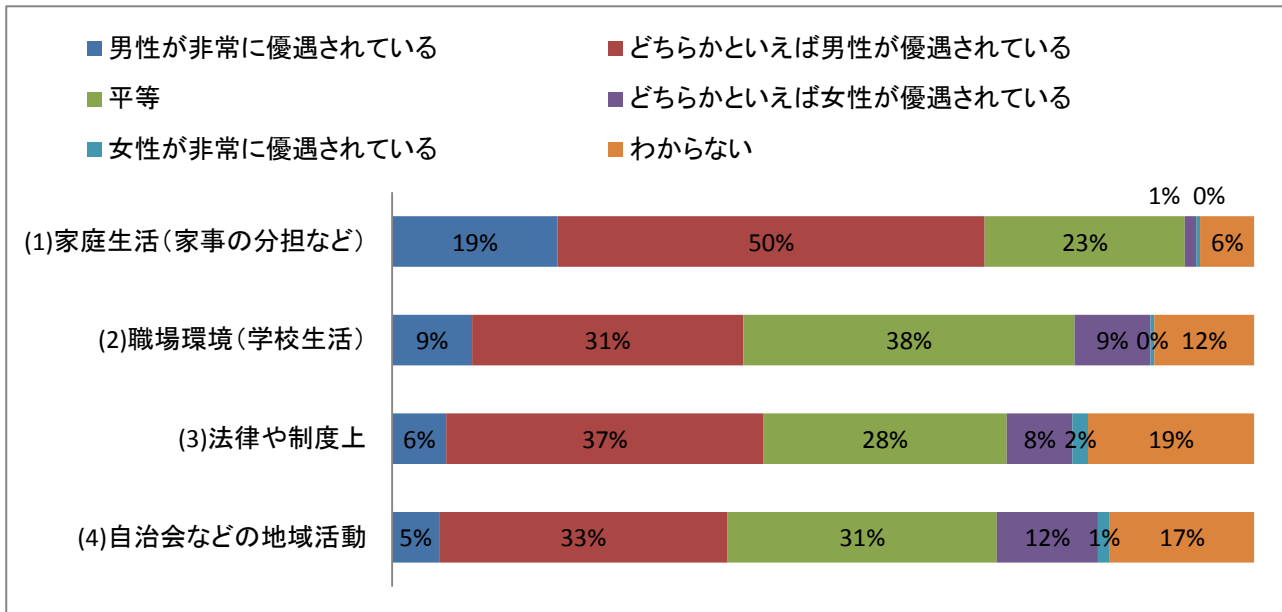
【男】



【女】

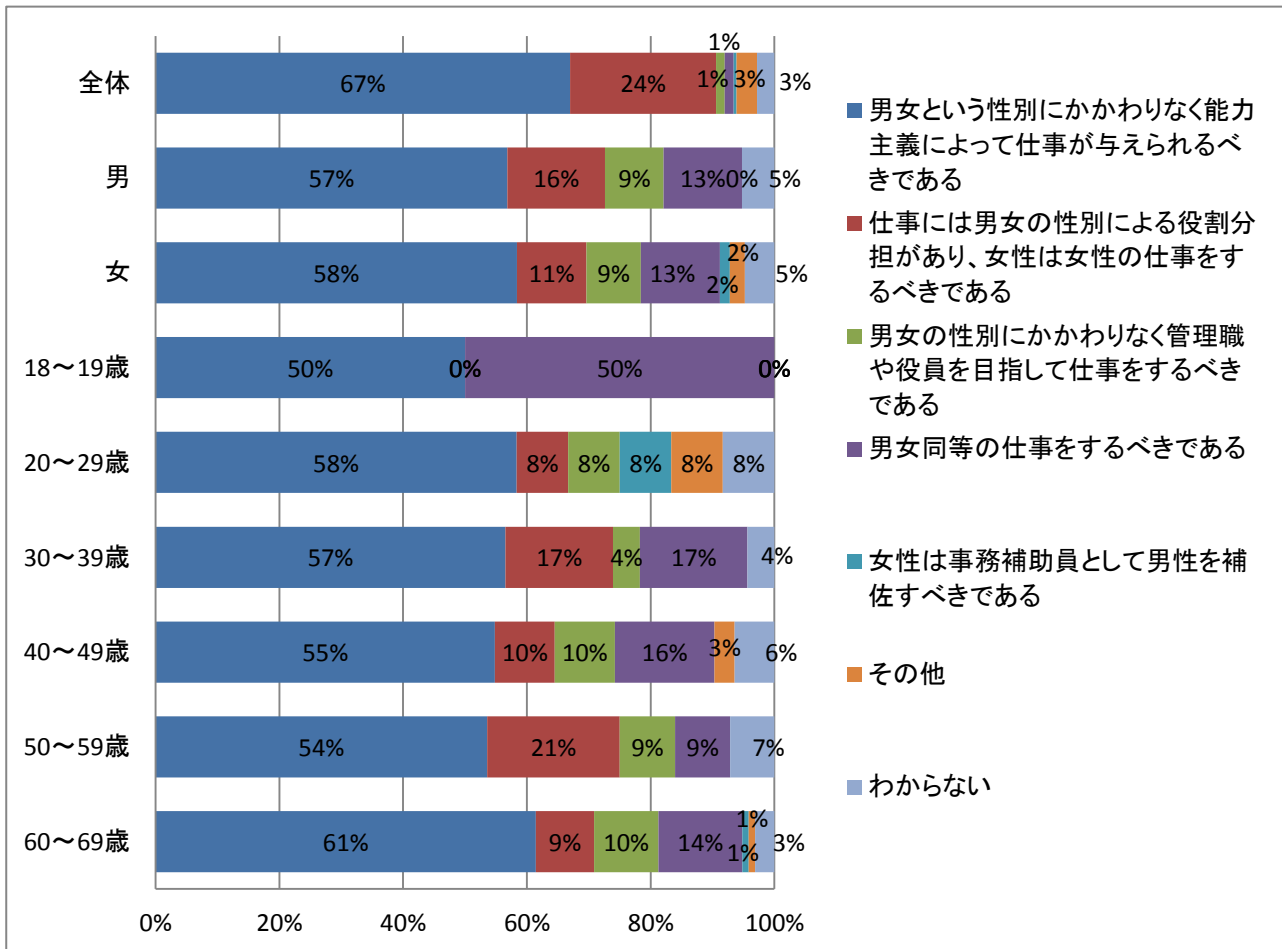


□各分野における男女の地位の状況

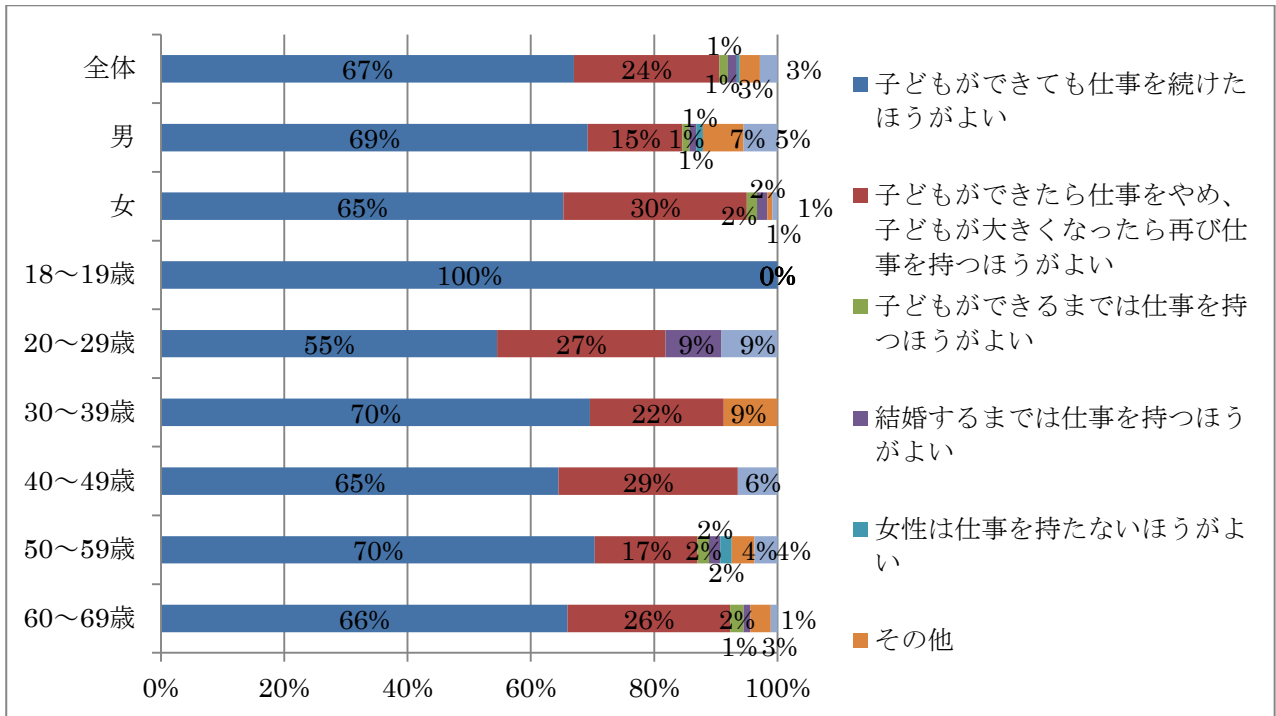


②男女がともに活躍できる環境づくり

□女性の望ましい働き方について

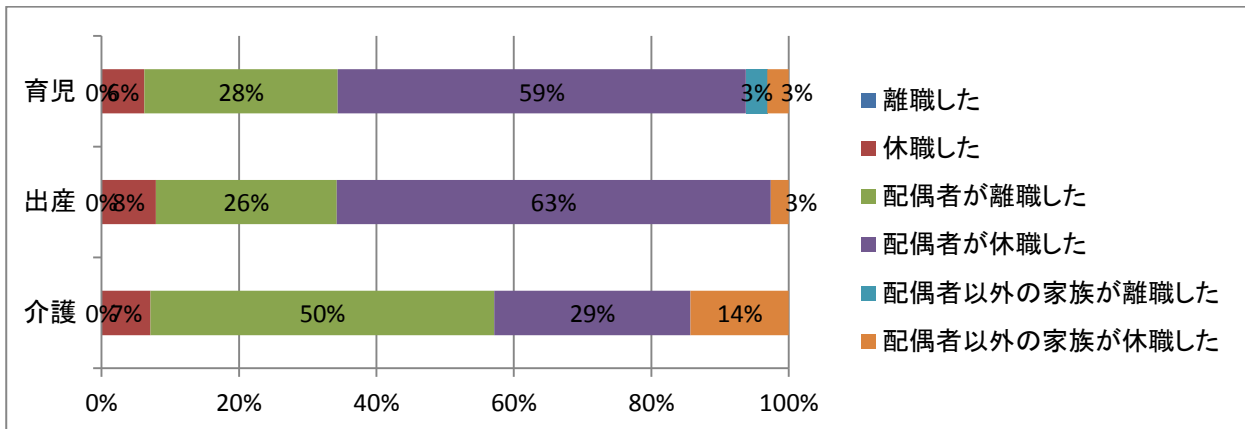


□女性の妊娠後の働き方について

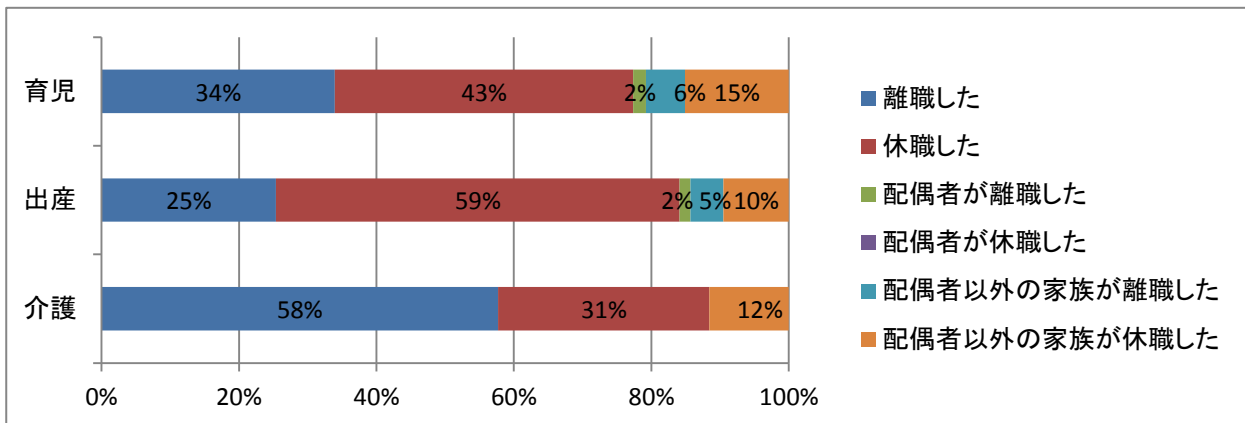


□出産・育児・介護を理由とした離職や休職について（経験があると答えた方）

【男】

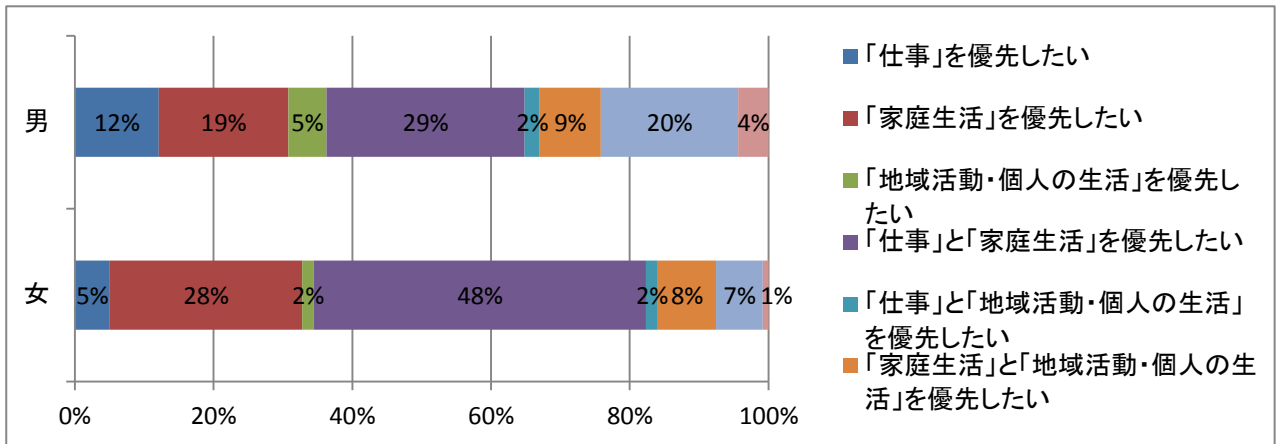


【女】

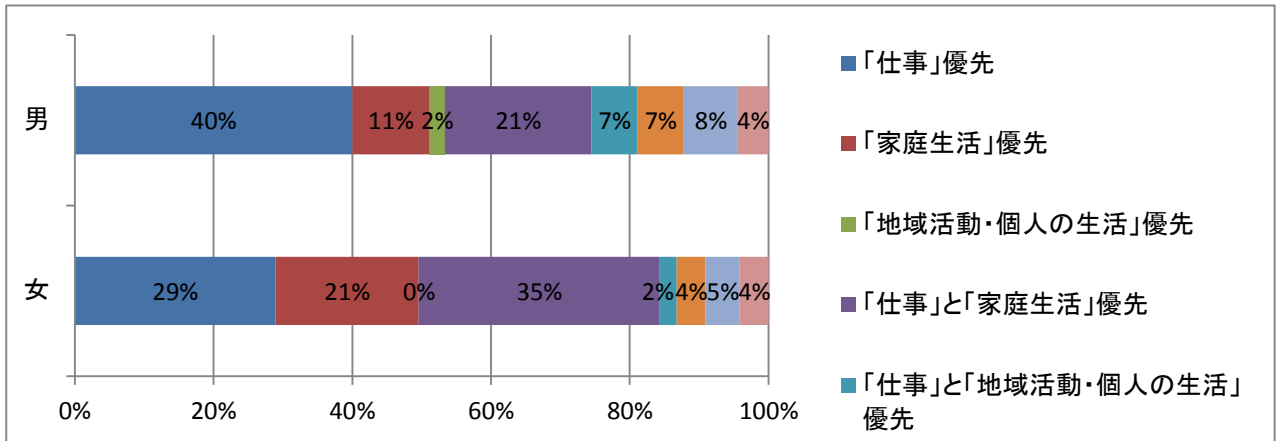


□ 日常生活の優先度について

【希望に近いもの】



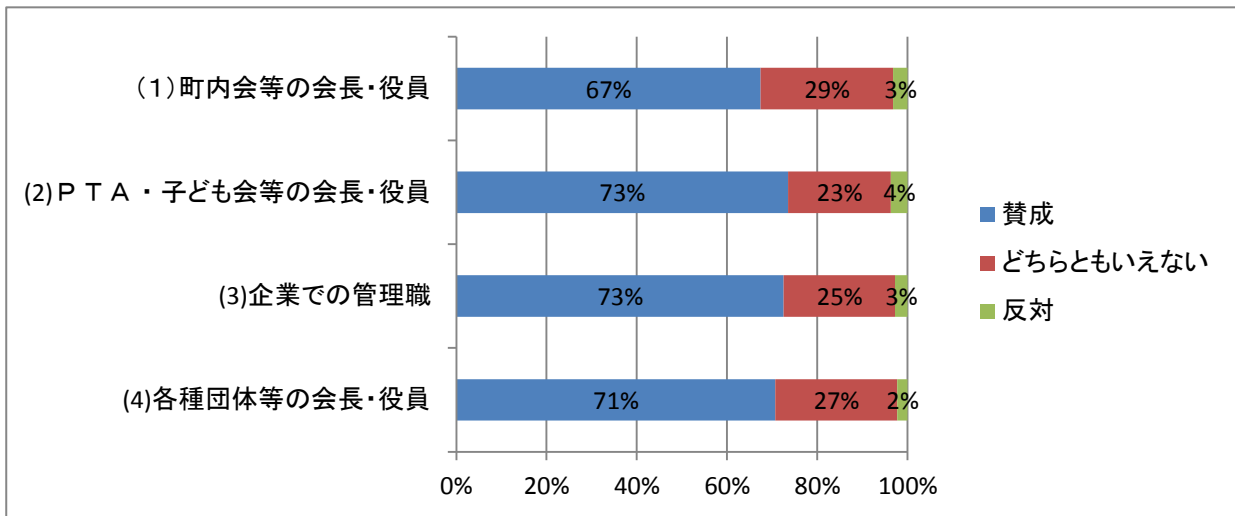
【現状に近いもの】



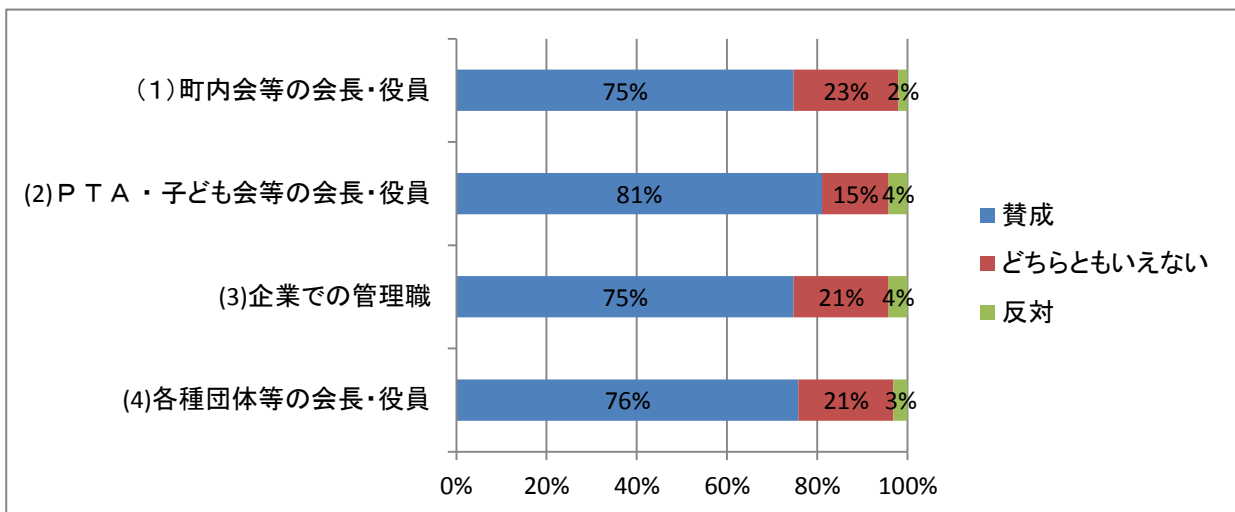
③いつまでも健康で、ともに支え合うまちづくり

□女性が役職に就くことについて

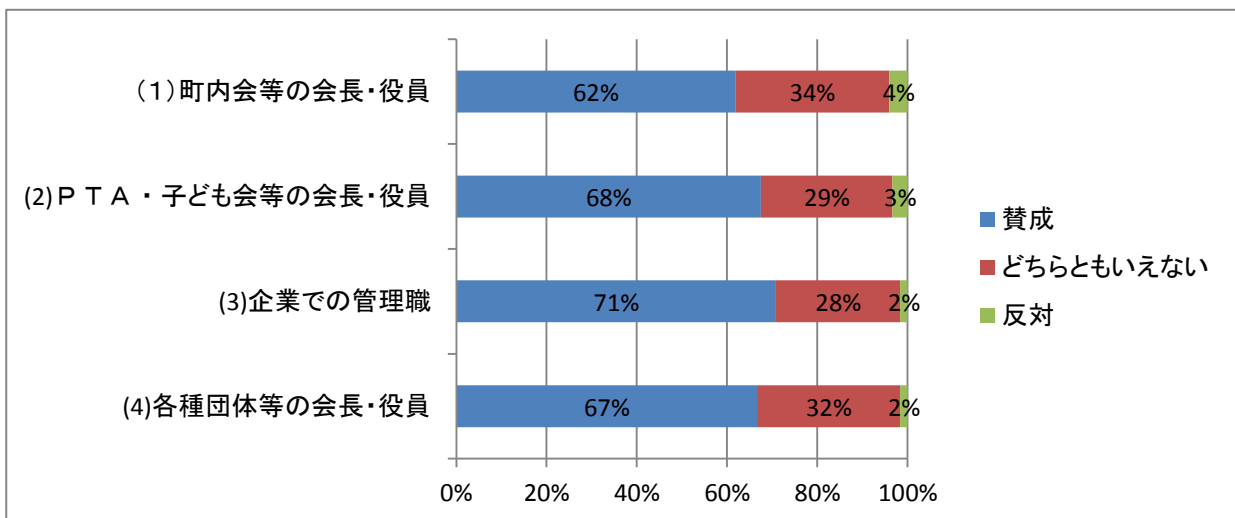
【全体】



【男】

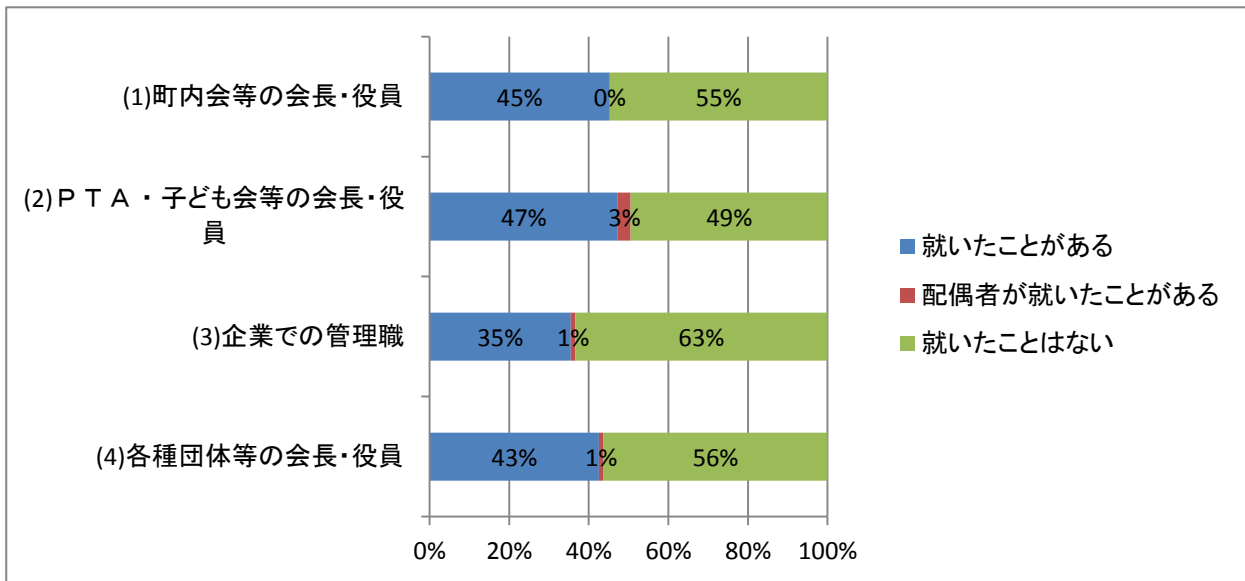


【女】

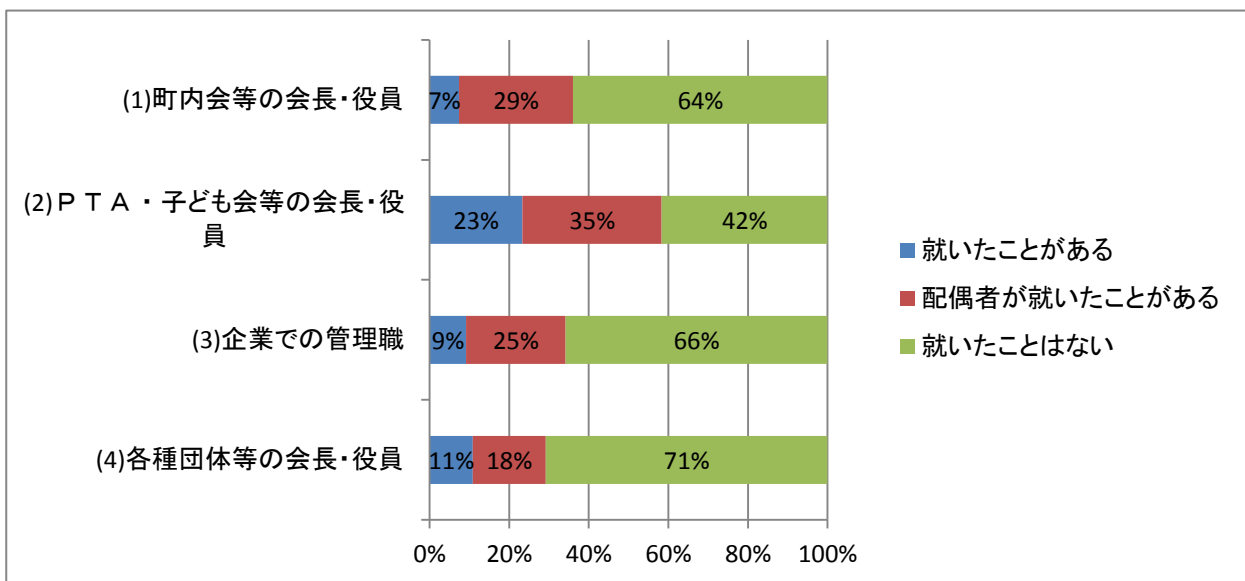


□今まで役職等に就いたことがあるか

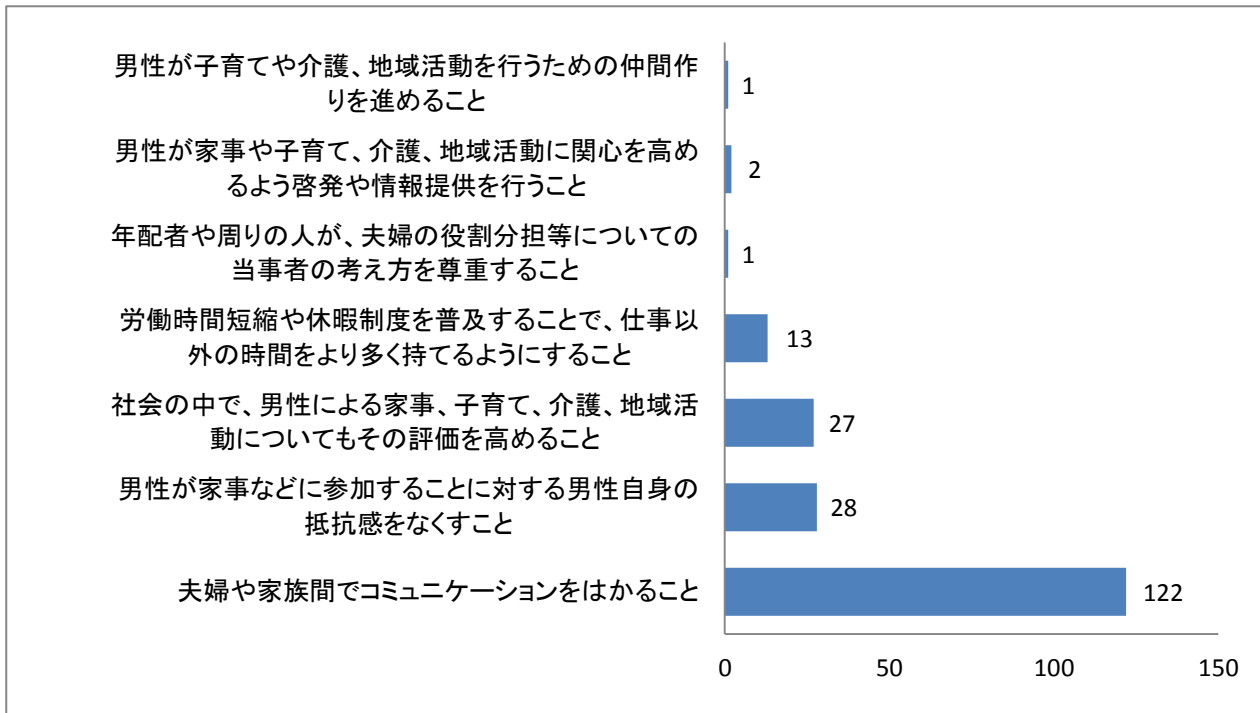
【男】



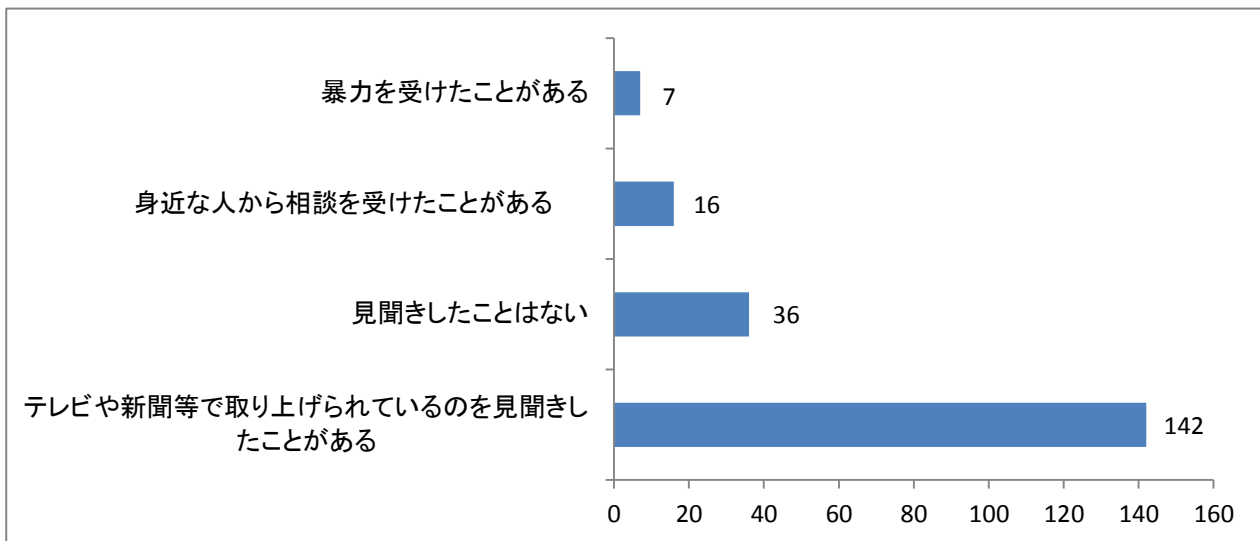
【女】



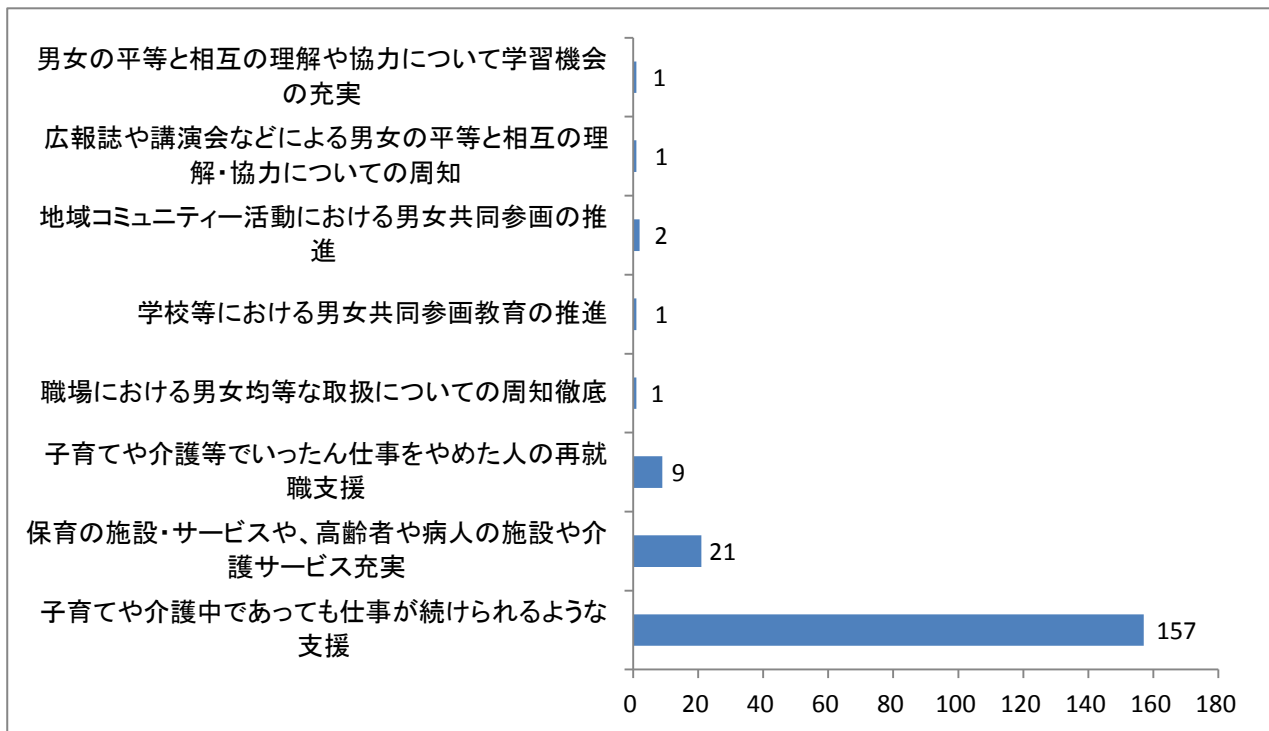
□今後男性が家事、子育て、介護、地域活動などに参加するためにはどうしたらよいか



□ドメスティック・バイオレンス（DV）について



□男女共同参画社会を実現するために必要と思われるもの



「真室川町男女共同参画計画」策定にご協力いただいた方々

真室川町男女共同参画計画策定委員

名 前	性別	職 名
小松 正弘	男性	区長会
阿部 千代子	女性	民生委員児童委員協議会
沓澤 康平	男性	観光物産協会
佐藤 徳子	女性	交通安全母の会
高橋 祐貴	男性	もがみ北部商工会 青年部
佐藤 成子	女性	もがみ北部商工会 女性部
栗田 香澄	女性	公募委員
小松 由美	女性	公募委員
佐藤 萌以	女性	公募委員